

第8号議案

春日市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市立岡本保育所を児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所とするため、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市保育所設置条例の一部を改正する条例

春日市保育所設置条例(平成17年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条中「及び春日市立岡本保育所」を削り、「以下「指定保育所」」を「次条、第13条、第15条及び第16条において「指定保育所」」に改める。

別表中

「

| | |
|------------|-----------------|
| 春日市立春日原保育所 | 春日市春日原北町1丁目3番地2 |
| 春日市立岡本保育所 | 春日市岡本1丁目89番地 |

」

を

「

| | |
|------------|-----------------|
| 春日市立春日原保育所 | 春日市春日原北町1丁目3番地2 |
|------------|-----------------|

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。